

千葉県糖尿病対策推進会議会費規定

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、年会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員（医師）	5,000円
正会員（団体・法人）	20,000円
会員（医師以外）	2,000円
会員（医師）	3,000円
会員（団体・法人）	20,000円
賛助会員（個人）	10,000円
賛助会員（団体・法人）	50,000円以上

（一口50,000円、一口以上）

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度の3月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認後、第2条に該当する金額を納入すること。

- 2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から所定期日内に納入すること。

(会費の免除)

第5条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員については、理事会の議決により会費を免除とする。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認める正会員又は会員、賛助会員
- (2) 下部組織に相当する協働組織と認められる団体等

第6条 この規程の改定については社員総会の普通決議により改定できるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成24年5月11日から施行する。
- 2 平成30年6月19日一部改正、同日施行
- 3 令和元年6月4日一部改正、同日施行